

令和元年度こうふ開府500年を契機とする VRコンテンツ利用促進等業務仕様書

1 業務名

令和元年度こうふ開府500年を契機とするVRコンテンツ利用促進等業務

2 業務の目的

本市の歴史的な節目となる「こうふ開府500年」を契機とし、誘客促進をはじめ幅広い分野での利用ができるツールとして本市が制作した、次に掲げるVRコンテンツの利用促進等を行うための業務について委託するものである。

3 VRコンテンツ

(1) 小江戸甲府VR

概要： 専用アプリ「ストリートミュージアム」をダウンロードのうえ、舞鶴城公園と公園周辺の6箇所のVRスポットにて、その場所の江戸時代当時の街並みを視聴することができる。

(2) Experience SHINGEN ～為せば成る～

概要： 動画共有サービス「YouTube」にて、約500年前へタイムスリップし、戦国時代及び武田信玄公の名言や人柄を体験することができる。

4 業務内容

(1) VRコンテンツの利用促進

山梨県内及び山梨県外（主に東京圏）へ向けてVRコンテンツのPRを行い、VRコンテンツの利用促進と、交流人口の増加を図ること。

(2) VRコンテンツを活用した集客イベントの実施

次に掲げる本市主催のお祭りや本市所有の施設において、VRコンテンツを活用した集客イベントを実施し（イベントのPRを含む）、賑わいを創出すること。

ア 小江戸甲府の夏祭り（8月11日（日）開催）

賑わいと文化の成熟性を有し、「小江戸」と呼ばれた当時の城下町の雰囲気を楽しむお祭りとして、「舞鶴城公園（甲府城跡）」を主会場に開催する。夏祭り詳細と昨年度の様子等については、甲府市ホームページを参照のこと。

イ 甲府市武田氏館跡歴史館（信玄ミュージアム）

武田神社南側に設けられ、武田氏三代の歴史や館跡についての解説パネルや映像、出土品が展示されている。また、ワークショップ等の開催や飲食ブースのあ

る「旧堀田家住宅」が併設されている。

- ・場 所 甲府市大手三丁目1番14号
- ・開館時間 午前9時～午後5時
- ・休 館 日 毎週火曜日（祝日の場合はその翌日）、12月29日～31日

詳細については、甲府市ホームページを参照のこと。

なお、信玄ミュージアムにおける集客イベントの実施については、提案価格の範囲内で、イベント開催時期及び日数についても提案すること。

(3) ポスター・チラシ等の作成

VRコンテンツ（Experience SHINGEN）のポスター及びチラシ等を作成すること。ポスターについては、A2サイズ、フルカラーで100部、チラシについては、A4サイズ、フルカラーで3,000部を作成すること。

(4) その他

ア 本業務は、地方創生推進交付金の実施計画（事業名「開府500年を契機とするVRコンテンツを活用した賑わいの創出事業」）に基づき、プロポーザルにて提案（価格提示の範囲内で行う提案）し、本仕様書に明示のない事項については、業務委託契約前に、発注者と協議のうえ内容を確定させるものとする。

イ その他事業に係る経費は、提案価格に含まれるものとする。

5 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受注者は、本業務に類似する全国の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的な計画を提案すること。
- (5) 受注者は、業務の進捗について、発注者に対して定期的に報告すること。
- (6) 受注者は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (7) 受注者は、本業務の一部を第三者に委託する場合、または、業務実施体制に変更が生じた場合は、あらかじめ発注者に書面により報告し発注者の承認を得ること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を受けること。

6 実績報告

本業務の実績報告として以下を納品すること。

- (1) 本業務により実施した事業等の実績報告書
- (2) 本業務を通じて掲載されたメディアの実績（映像や音声はデータ等、記事掲載等は印刷物）

7 履行期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

8 注意事項

- (1) 受注者は、甲府市個人情報保護条例（平成15年12月条例第42号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (3) 経費の支出や本事業に関わる一切の関係資料等を整理し、業務終了後5年間保管することとし、発注者をはじめ山梨県や会計検査院等による本事業に関する問い合わせや調査等に協力すること。